

別記 3

特定業務委託契約（指定管理協定）に関する特記事項

（台帳の作成等）

第1 乙は、労働報酬の額等を記載した台帳を、高知市公共調達条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1項第2号に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）の同意を得て、月ごとに作成しなければならない。

第2 乙は、台帳を事業所その他適当な場所に備え置かなければならない。

第3 乙は、甲が指定する期日までに、台帳の写しを甲に提出しなければならない。

（特定業務委託契約に係る事項の周知）

第4 乙は、次に掲げる事項を契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付しなければならない。

- (1) 対象労働者の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 対象労働者が支払われるべき労働報酬が支払われていない等の旨の申出をする場合の申出先
- (4) 対象労働者が当該申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

（対象労働者からの申出への対応）

第5 乙は、対象労働者から当該申出を受けたときは、これに誠実に対応しなければならない。

（労働報酬の支払い）

第6 乙は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあっては条例第8条第5号の規定による基準額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

（不利益な取扱いの禁止）

第7 乙は、対象労働者が支払われるべき労働報酬が支払われていない等の旨の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(誓約書の提出等)

第8 乙は、特定業務委託契約の内容の一部を下請負者に請け負わせるとき、又は特定業務委託契約に係る作業に従事させるため第三者から労働者派遣の役務の提供を受ける場合は、当該下請負者又は第三者（以下「受注関係者」という。）に、対象労働者に支払う労働報酬の額が基準額を下回らないこと、台帳を作成し、その写しを乙に提出することその他の甲が別に定める事項を遵守することを誓約する書面（以下「誓約書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、受注関係者から誓約書に基づき台帳の写しの提出があったときは、甲が指定する期日までに当該写しを甲に提出しなければならない。

(立入調査等)

第9 乙は、甲からの報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第10 乙は、立入調査等の結果、乙が第1から第9までに掲げる事項に違反していると甲が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を甲が指定する日までに、甲に報告しなければならない。